COVID-19 疫病動向及び政策速報

2020.4.24-2020.4.30

一、COVID-19 疫病動向

1. 国内感染症動向

* 2020 年 4 月 29 日 0:00-24:00 の増加人数

	感染確認	入国	死亡	治癒
全国	4	4	0	32

*2020 年 4 月 29 日 24:00 時点の累計人数

	感染確認	入国	死亡	治癒
全国	82862	1664	4633	77610

2. 国外感染症動向

* 2020 年 4 月 29 日 24:00 時点

	現存感染確認	累計感染確認	累計死亡	累計治癒
イタリア	104657	203591	27682	71252
ドイツ	29331	159119	6288	123500
スペイン	79695	212917	24275	108947
フランス	56127	128442	24087	48228
日本	12394	13852	389	1069
韓国	1459	10765	247	9059
オーストラリア	1050	6738	88	5600
アメリカ	858222	1039909	60967	120720

二、リーグ観点

1. 国家外貨管理局――「外貨管理を最適化し、渉外業務の発展を後押しすることに関する通知（匯発[2020]8 号）」

国家外貨管理局は外貨業務の手続きの流れを簡素化し、外貨業務を最適化し、積極的に業務･操業再開を支援するために、8 項目のクロスボーダー貿易投資を便利にする改革措置を打ち出した。その中で、企業と関連する政策の改革前後の比較は以下の通りである。

（一）資本項目収支改革を全国に展開

改革前	改革後
企業が資本金、外債及び国外上市企業等からの資本項目収入を国内支払いに用いる場合、 · 試行範囲内の企業： 銀行に真実性を証明する資料を事前に提出する必要はなく、支払い指令で直接処理することができる。 · 試行範囲外の企業： 支払う際、銀行に真実性を証明する資料を事前に提出して取引の真実性・コンプライアンス遵守の審査を受けなければならない。	· **全国範囲において条件に適合する**企業は資本金、外債及び国外上市企業等からの資本項目収入を国内支払いに用いる際に、銀行に真実性を証明する資料を事前に提出する必要はなく、支払い指令で直接処理することができる。 · 銀行は事後の抜取検査を行う。 · 所在地の外貨管理局は、モニタリング分析及び事中･事後の監督管理を強化しなければならない。

（二）特別な払戻外貨送金業務の登記を撤廃する。

改革前	改革後
貨物貿易外貨収支の払戻しのための外貨送金日と当初の入送金日の間隔が 180 日（180 日を含まない）以上の場合、或は特別な状況により当初のルートで払戻しのための外貨送金ができない場合、事前に外管局で登記したうえ、銀行で行うことができる。	貨物貿易外貨収支の企業名簿で **A 類に分類される企業**は、**1 件当たり 5 万米ﾄﾞﾙ相当（5 万米ﾄﾞﾙを含む）以下**の払戻しのための外貨送金日と当初の入送金日の間隔が 180 日（180 日を含まない）以上の場合、或は特別な状況により当初のルートで払戻しのための外貨送金ができない場合、事前に外管局で登記を行う必要はなく、直接金融機構で行うことができる。

（三）一部の資本項目の登記管理を簡素化する。

改革前	改革後
内保外貸及び域外貸付の抹消登記はいずれも関係主体が所在地の外貨管理局で処理する必要がある。	条件に適合する内保外貸及び域外貸付の抹消登記を**銀行**に委譲する。

（四）輸出背景を有する国内外貨貸付の外貨購入による返済を緩和する。

改革前	改革後
国内外貨貸付は、規定に基づき経常項目外貨決済口座に入金し、かつ元に換金した場合、企業は原則的に自社が保有する外貨もしくは貨物貿易輸出で受領した外貨資金で返済しなければならない。一般的に外貨購入による返済はできない。	輸出企業が**期日通りに外貨を受領できず、かつ返済に使用可能な他の外貨資金がない場合**、貸付銀行は企業のために外貨購入による返済手続を取扱うことができる。

（五）外貨業務の電子証憑使用を利便化する。

改革前	改革後
自由貿易区の企業或は国内（自由貿易区を除く）の A 類に分類され、且つ設立して 2 年を経つ企業は電子証憑の審査で貨物貿易の外貨収支手続きを取扱う。	銀行は規定に基づき電子証憑の審査で貨物貿易の外貨収支手続きを取扱う場合、企業の**分類が A 類でかつ設立 2 年以上の条件を撤廃する。**

（六）銀行のクロスボーダー電子商取引の外貨決済を最適化する。

改革前	改革後
従来のクロスボーダー貿易収支業務の中で、銀行は主に企業が提供する税関申告書、契約書、領収書などの紙の書類に基づいて、貿易項目の外貨業務を取り扱っている。	既存の支払機関が電子取引情報を介してクロスボーダー電子商取引企業のためクロスボーダー決済を行うとともに、銀行の決済ルートを新設し、条件を満たした場合、銀行がオンライン注文書、物流などの**取引電子情報を持って**市場取引主体に決済および関連資金受取サービスを提供することを支援している。

三、COVID-19　疫病関連各地の政策

1.　国の重要政策

公布部門	公布日	政策概要
1.1 七部门	2020 年 4 月 20 日 対外貿易安定化をさらに後押しすることに関する通知	対外貿易運輸通路のスムーズな流通を保障し、貨物輸出入時の港建設費の段階的免除を実施し、港務費、港施設保安費などの料金削減政策を実施し、有料項目をさらに減少を検討し、政府の経営性項目の料金を下げ、輸出入段階における物流コストの低減を検討することを要求した。
1.2 国務院	2020 年 4 月 21 日 国務院常務会議	国有不動産を賃借しているサービス業の小型･零細企業と個人事業者の上半期の 3 ヶ月の家賃を免除する。賃貸人が家賃を減免した場合、その年の不動産税、城鎮土地使用税を規定により減免することができる。非国有不動産の家賃を減免した場合、上記の各種政策優遇を享受することができる。
1.3 中央感染防止対策チーム	2020 年 4 月 22 日 グループ会議	予防･制御を常態化にするには検査能力の向上を加速し、広範囲で PCR 検査と抗体検査を展開し、国境の疫病予防・制御管理を強化と改善し、疫病医療物資市場と監督管理を強化する。

2.　北京市の重要政策

公布地区	公布日	政策概要
2.1 北京市	2020 年 4 月 21 日 中小零細企業の 3 月と 4 月家賃減免の実施細則	家賃減免政策の減免原則、実施者、賃貸物件の性質、減免期限と標準、適用範囲、減免活動手順、減免方式などを明らかにした。
2.2 北京市	2020 年 4 月 22 日 重点業種の中小企業雇用安定政策補助金を実施	雇用安定補助金と一時的職場補助金を来月（つまり 5 月）に申請することができる。申告締め切りは 8 月 31 日である。

3. 江蘇省の重要政策

公布地区	公布日	政策概要
3.1 江蘇省	2020 年 4 月 20 日 「蘇微貸」業務提携を最適化	4 つの最適化措置を含む。 1) 「蘇微貸」融資リスク補償資金規模の 15 倍（元 10 倍）で貸付する。 2) 貸付利率を引き下げる。 3) 担保方案を最適化する。 4) 運営の質･効率を引上げる。
3.2 江蘇省	2020 年 4 月 23 日 「科学技術革新が業務・創業再開と経済の安定運行を支えることに関する若干措置」の実施方案	省の科学技術成果の転換特別項目資金を実施し、「科学技術企業向けサービスの 10 カ条措置」の実施など 5 つ方面の 18 項目の具体的な措置を含んでいる。

4. 山東省の重要政策

公布地区	公布日	政策概要
4.1 山東省	2020 年 4 月 20 日 中小零細企業への失業保険金返還に関する通知	雇用安定のための失業保険の補助金返還を受けていない中小零細企業の名簿を確認し、手続き流れを最適化し、雇用安定補助金返還を受けるのに便利な環境を作り出す。
4.2 青島市	2020 年 4 月 26 日 雇用安定補助金の申請・支給	雇用安定補助金返還政策の適用対象を中小企業から全ての企業に拡大し、同時に関連手続きを再度明確にした。

5. 広東省の重要政策

公布地区	公布日	政策概要
5.1 深圳市	2020 年 4 月 22 日 深圳市の更なる雇用安定化及び促進の若干政策措置に関する通知	社会保険料などコストを下げること、企業の雇用安定化の強化、企業の金融支持の強化など 6 つ方面の 21 条の具体的な措置を含んでいる。
5.2 深圳市	2020 年 4 月 24 日 対外貿易企業を支援する専属サービス方案に関する通知	短期輸出信用保険のカバー対象を拡大し、出荷前の注文取消及び買主の受け入れ拒否リスクの保障を強化し、「簡易調査、快速賠償」を実施するなど、5 つ方面の 14 条の具体的な

		措置を含んでいる。

6. 遼寧省の重要政策

公布地区	公布日	政策概要
6.1 大連市	2020 年 4 月 20 日 新型肺炎の感染症に対応して住宅積立金の段階的な支援策に関する意見	新型肺炎の感染症の影響を受けている企業について、従業員代表大会或は労働組合の討論後、規定により 2020 年 6 月 30 日まで住宅積立金の延納を申請することができる。

7. 天津市の重要政策

公布地区	公布日	政策概要
7.1 天津市	2020 年 4 月 23 日 「津心弁」で小型・零細企業に金融扶助	「津心弁」APP で「小型・零細企業金融扶助」という部分を開設して、大手銀行の貸付サービスを展示する。1000 万元までにオンライン貸付申請が可能である。

8. 重慶市の重要政策

公布地区	公布日	政策概要
8.1 重慶市	2020 年 4 月 21 日 新型肺炎の感染症による影響を克服し、サービス業の回復発展を推進することに関する意見	3 つの方面の 16 項目の具体的な措置を打ち出し、感染症の影響を克服し、サービス業の回復発展を加速させる。

9. 参考リンク：

1.1 http://xxgk.mot.gov.cn/jigou/syj/202004/t20200420_3364150.html

1.2 https://mp.weixin.qq.com/s/gbKdddQRFFaQ6suzN1lGUA

1.3 http://www.gov.cn/premier/2020-04/22/content_5505198.htm

2.1 http://www.beijing.gov.cn/zhengce/zhengcefagui/202004/t20200421_1868236.html

2.2 https://mp.weixin.qq.com/s/3MiyhAn-Dv54cI5m8esEJA

3.1 http://czt.jiangsu.gov.cn/art/2020/4/20/art_7831_9050821.html

3.2 http://std.jiangsu.gov.cn/art/2020/4/23/art_48967_9054726.html

4.1 http://hrss.shandong.gov.cn/articles/ch00330/202004/d5d58a0f-67d2-4ac6-be35-b855ce3f9460.s

html

4.2 https://mp.weixin.qq.com/s/-MwXhPbAsKLrsHVkxtMfqg

5.1 http://www.sz.gov.cn/zfbgt/gzwj/gz_1/202004/t20200422_19184201.htm

5.2 http://www.sz.gov.cn/cn/xxgk/zfxxgj/tzgg/content/post_7253443.html

6.1 http://www.dl.gov.cn/gov/detail/file_bgs.vm?diid=101D09000200419221320042224&lid=3_4

7.1 https://mp.weixin.qq.com/s/zN3ofldzJIGuMmyh_muNFQ

8.1 http://www.cq.gov.cn/zwgk/fdzdgknr/lzyj/xzgfxwj/szfbgt_38656/202004/t20200421_7097566.html

*上記の内容は、政府の公開情報に基づいて整理したものであり、今後調整される可能性もありますので、実際の運用に際しては、現地政府または当事務所までご確認ください。

COVID-19 クライアント特別対応チームより

COVID-19　疫病動向及び政策速報　木曜日発表

COVID-19 クライアント特別対応チームの連絡窓口：

中国語：	徐辰璘（Cheryl Xu）	Cxu@a-zlf.com.cn
日本語：	鈴木聡美（Suzuki Satomi）	Suzuki@a-zlf.com.cn
英　語：	Elena Gomez	Egomez@a-zlf.com.cn

©2020 上海リーグ法律事務所 All RIGHT RESERVED